

國學院大學學術情報リポジトリ

査読審査通過論文 ターゲット型施策に関する一考察
: 地方自治体による無料職業紹介事業を事例として

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 大西, 祥恵 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001000

ターゲット型施策に関する一考察

－地方自治体による無料職業紹介事業を事例として

■ 大西 祥恵

▶ 要 約

近年、地域雇用政策が注目されているが、法制度の関係で実際に地方自治体が主体的に政策にかかわるのは2000年以降のことである。しかし、分野によってはそれ以前であっても地方自治体が雇用政策に主体的にかかわることがみられた。その多くは、いわゆるターゲット型施策といえるものであった。

本稿の目的は、地方自治体による無料職業紹介事業を事例として、ターゲット型施策の実態に迫り、こうした施策のもつ意義について検討することである。具体的には、2012年に全国の地方自治体が有する無料職業紹介所に対して実施した悉皆調査である「地方自治体における無料職業紹介事業に関するアンケート調査」の結果を用いて論じていく。

調査結果を検討したところ、調査時点での地方自治体による無料職業紹介については、まだ取り組み始めて間もないことから、人材育成や事業の実施体制の拡充がまだまだ十分ではなく、まずはそうした点から対応していくべき段階にあることがわかった。また、地方自治体による無料職業紹介事業がターゲット型施策として実施されることによって、より一層質の高いサービスを提供できている点がいくつかあることや、地方自治体が独自に必要なと思われる施策を展開していくにあたって、無料職業紹介事業を役立てていることが明らかとなった。

▶ キーワード

地方自治体 無料職業紹介 地域雇用政策 ターゲット型施策 一般施策

目次

- 1 はじめに
- 2 先行研究と研究視角
 - (1) ターゲット型施策
 - (2) 一般施策
 - (3) 地方自治体による無料職業紹介事業
 - 1) ハローワークによる無料職業紹介事業の概要：一般施策
 - 2) 地方自治体による無料職業紹介事業の概要：ターゲット型施策
 - 3) 地方自治体による無料職業紹介事業の量的研究

- 4) 地方自治体による無料職業紹介事業の質的研究
 - ① 大阪府和泉市における無料職業紹介事業
 - ② 横浜市における無料職業紹介事業
 - ③ 大阪府豊中市における無料職業紹介事業
 - (4) 本稿における研究視角
- 3 地方自治体における無料職業紹介事業に関するアンケート調査 (2012)
 - (1) 調査概要
 - (2) 調査結果
 - 1) 無料職業紹介事業の取り組み内容
 - 2) 無料職業紹介事業の実施体制
 - 3) 無料職業紹介所と他の施策との連携
 - 4) 地方自治体の無料職業紹介事業に対する見解
 - 5) 地方自治体の無料職業紹介事業に対する国への要望
 - 4 考察
 - 5 おわりに

1 はじめに

近年、日本では地域における雇用政策が注目されるようになってきている（玉井，2003；佐口，2004；佐口，2006a；佐口，2006b；佐口，2010；筒井ほか，2014）。しかし、地域における雇用政策といっても，1990年代までは国が主導的な役割を果たすことが多かった。というのも，地方自治体による雇用政策が本格化したのは，2000年4月の雇用対策法の改正以降のことだからである。したがって，それまで多くの地方自治体は，雇用政策を主体的に実施する機会を十分に有していたとはいえない。その意味で，現在は地方自治体によるいろいろな取り組みがようやく定着してきたかどうかを検証すべき時期にあたるといえるかもしれないのである。

とはいえ，実は2000年4月の雇用対策法の改正より以前に，地方自治体による雇用政策が展開されてきた分野がある。それは，1960年代初頭のいわゆる「暴動」に端を発して取り組まれるようになった，「寄せ場」の日雇い労働者に対する施策や，1965年の同和対策審議会答申を受けて1969年に制定された同和対策特別措置法によって本格化した被差別部落に対する政策である⁽¹⁾。これらは対象を特定の地域や立場の人々に絞る形で実施された，いわばターゲット型施策だったといっていよい（岩田，2004 pp. 251-255）。また，その対象とされたのは，多くがいわゆる労働市場においては不利な立場にあるとされる人々であり，近年の雇用政策で頻繁に用いられる言葉でいえば，「就職困難者」とよばれる

人々であった。

こうしたターゲット型施策は、施策の対象を絞らない一般施策とはその政策実施手法が大きく異なっているといえる。しかし、これまで日本ではターゲット型施策に対する解明が十分には行われてこなかった。この点について検討するにあたり、1つの手がかりとなりそうなのが、2004年3月より開始されている地方自治体による無料職業紹介事業である。この事業で地方自治体が実施する職業紹介事業は、それぞれの地方自治体にとって必要だと考えられる内容に焦点を絞って実施されている。これは、後述するように、もともとは公共職業安定所（以下、ハローワーク）との二重行政を避けるための措置であったが、実質的には各地方自治体がそれぞれに対象を絞って無料職業紹介事業に取り組むことになり、ある意味、ターゲット型の施策となっているといつてよい。そして、だとすれば、従来からのハローワークによる職業紹介事業の方は、一般施策に位置付けることができるであろう。

本稿の目的は、地方自治体による無料職業紹介事業を事例として、ターゲット型施策の実態に迫り、こうした施策のもつ意義について検討することである。具体的には、2012年に全国の地方自治体が有する無料職業紹介所に対して実施した悉皆調査である「地方自治体における無料職業紹介事業に関するアンケート調査」の結果を用いて論じていく。

ここで、本稿の構成について述べておきたい。続く第2節では、ターゲット型施策や地方自治体による無料職業紹介事業についての先行研究を検討した後に、本稿における研究視角を示す。それに対して第3節では、2012年の「地方自治体における無料職業紹介事業に関するアンケート調査」結果を用いて、全国の地方自治体によって実施されている無料職業紹介事業の全体像を明白なものとする。第4節では、地方自治体による無料職業紹介事業を事例にターゲット型施策の実態を明らかにするとともに、こうした施策の意義についての考察を行っていく。

2 先行研究と研究視角

(1) ターゲット型施策

本稿では地方自治体による無料職業紹介事業という、近年開始された事業におけるターゲット型施策について論じていくことになる。ターゲット型施策について詳細に論じた代表的な研究には、Alcock（2006）と岩田正美（2004）がある。そこで、以下ではこれら

を用いて、ターゲット型施策の定義、そのメリットとデメリットを整理し、ターゲット型施策の内実に迫りたい。

1つめは、定義についてである。Alcockによると、ターゲット型施策は先進諸国において、1960年代に登場した政策のアプローチであった。例えばアメリカ合衆国において、ターゲット型施策は都市貧困層の集住地域に対して空間的にターゲットを定め、そこに資源を集中的に投入するという形で実施された（Alcock, 2006, p. 227）。ただし、単に空間的な地域だけをターゲットの対象と捉えて施策が実施されたわけではない。都市貧困層の集住地域に対して実施されたこの施策は、そうした地域にアメリカ社会における人種問題が色濃く反映されていることを十分意識したうえで実施されていたという（Alcock, 2006, p. 228）。

岩田正美はターゲット型施策の定義に関連して、この施策を特定の問題やグループ、地域に限定して、一定期間そこに資源が投入されるものであると述べる（岩田, 2004 p. 254）。これは地域にとどまらず、それに結び付く問題など特定の事象やグループについても対象となるという意味で、Alcockの主張と重なる。つまり、ターゲット型施策とは特定の地域や特定の問題、特定のグループを対象に、その必要性が認められて、集中的に資源が投入される施策だと定義することができるのである。

またAlcockは、ターゲット型施策そのものの効果についても言及しており、この施策が対象となった人々の状況を改善したことについては疑いの余地がないが、この施策だけで完全に問題が解決したわけではないと述べる（Alcock, 2006, p. 228）。しかし、1つの施策だけで、ある問題の解決がなされることなど現実には存在しないことからすれば、むしろここでは一定の成果が認められている点を重視したい。

ここで、ターゲット型施策を実施する政策主体についても言及しておきたい。Alcockによると、イギリスにおいては1970年代から80年代までに、中央政府のかかわるターゲット型施策は減少していったのに対して、地方政府のかかわるものは増加していったという（Alcock, 2006, p. 232）。これは中央政府においてマーガレット・サッチャー首相率いる保守党が政権を握ったこととも関係しているが、それだけではなく、地域の経済的、社会的再生に関心が高いのはどちらかといえば地方政府の方だったという要因が大きい。しかし、1990年代には労働党への政権交代のあった中央政府において、再びターゲット型施策への取り組みがなされるようになった。その理由は、この時期、社会的排除論への関心が高まり、排除を克服するための諸施策がターゲット型施策として実施されていったためである（Alcock, 2006; Byrne, 1999; Geddes, 2000）。

2つめは、ターゲット型施策のメリットとデメリットについてである。以下では、メリットを2点、デメリットを1点指摘しておきたい。

はじめにターゲット型施策のメリットであるが、1つは、限られた資源を特定の地域、問題、グループに集中的に投入することによってより一層高い効果を狙えることが挙げられる（Alcock, 2006, p. 226）。もう1つは、政策実施主体からすると、社会保障制度のように全体を対象とする一般施策よりも、ターゲット型施策はコストを削減する効果が期待されていた（Alcock, 2006, p. 225）。

次いで、ターゲット型施策のデメリットであるが、これはその定義にもかかわることであるが、ターゲットを定めるということは、ターゲットに含まれた地域、問題、グループについては直接的な効果が得られるものと考えられるが、ターゲットに含まれなかった層にまで何らかの効果が波及するかどうかについては不明である点が指摘されている（岩田, 2004, p. 254）。そしてこれにより、施策の対象となった層だけが「得」をしているかのような印象を一般社会が抱きかねない点についても言及がなされていた。こうした点は、いわゆる「逆差別」の問題として取りあげられることが多い。

ところで、国連の人種差別撤廃条約などにおいては、平等の確保のために必要に応じてとられる特別措置について、これを差別とはみなさない旨が記載されている（人種差別撤廃条約第1条）。こうした条文は、平等の確保のために必要に応じて取られる特別な措置が、社会全体にもメリットをもたらすとの考えに基づいているといえるだろう。ただし、そうした点についての研究がまだまだ十分とはいえないために、効果が不明瞭なものともみなされているのかもしれない。

(2) 一般施策

では、一般施策とはどのような施策であろうか。一般施策とは、上述してきたターゲット型施策との対比でいえば、特定の地域や問題、グループにターゲットを定めずに施策を実施する、いわば誰もが受けられる施策だといえる。

ところが、岩田は一般施策であっても施策の利用にあたっては、2つのバリアが存在することを指摘する（岩田, 2004, pp. 251-253）。1つは、社会保険のように、広く加入がなされているものの、保険料の拠出が求められるために、この負担ができなければ結局は施策を利用できない事態に陥ってしまうというように、制度の利用に一定の条件が課される場合である。2つは、生活保護制度のように、地方自治体によってその対応が大きく異なり、場合によってはある地方自治体では生活保護制度が活用できるのに、異なる地方自治体では活用できないといった事態が起りうるという場合である。以上からすると、一般施策として実施されている施策であっても、実質的に施策を受けられない層が生み出さ

れることはありうるのだ。

本稿では、ハローワークにおける無料職業紹介事業を職業紹介における一般施策、地方自治体による無料職業紹介事業を職業紹介におけるターゲット型施策と捉えることとする。その際、一般施策であるハローワークにおけるサービスを受けることは通常は誰もが可能であると考えられているだろう。しかし、上述してきたこととの関連でいえば、ハローワークのサービスの利用にあたって、まったくバリアがないとは言い切れない。この場合のバリアとは、例えば、求職サイドの場合、本人が労働の意思や能力を有していないときなどのことである。また、求人サイドの企業などの場合は、法令違反を繰り返すことなどによりハローワークから求人票を受理されなくなったケースのことである。したがって、一般施策であったとしても、ターゲット型施策のような、ターゲットを定めることによって施策の対象者を限定することによるバリアとはまた異なるタイプのバリアが存在しうるといえよう。

(3) 地方自治体による無料職業紹介事業

ここではターゲット型施策である地方自治体による無料職業紹介事業について詳しくみていくが、それにあたって、まずは一般施策であるハローワークの事業について確認することから始めたい。その理由は、ハローワークの事業と対比させながら、地方自治体による無料職業紹介事業の実態をみていったほうが詳細な検討が可能になるからである。そして、その後、地方自治体による無料職業紹介事業の概要について触れたうえで、この事業に関する先行研究として量的研究、質的研究の順に検討を加えていきたい。

1) ハローワークによる無料職業紹介事業の概要：一般施策

周知のように、ハローワークにおける無料職業紹介事業は、1947年末に制定された職業安定法に基づいている（当時はハローワークという通称はなく、公共職業安定所）。職業安定法では、全国に設置されたハローワークが利用者の適正に応じた就労の機会をもたらすことで、産業に必要な労働力を確保し、それによって雇用の安定と経済の興隆を図ることが目的とされていた（井上，2007，p.49）。ここでは、通常はサービスの対象となる利用者が限定されることはない。

2014年現在、ハローワークは全国に544か所設置されている（厚生労働省職業安定局，2014，p.1）。取り組んでいる業務としては、職業相談、求人開拓などを含む無料職業紹介事業、雇用保険に関する事務、障害者・高齢者雇用企業指導業務や各種助成金を取り

扱う雇用対策の大きく分けて3つが挙げられる。2013年度についてみると、新規求職者数は620万人、新規求人数は852.2万人、就職件数は189.5万人にのぼっていた（厚生労働省職業安定局，2014，p.5）。とりわけハローワークの利用者数は、後述するように、地方自治体による無料職業紹介事業と比べて非常に多い数となっている。

ハローワークには通常の窓口に加えて専門支援窓口があり、全国で必要に応じて新卒応援ハローワーク、わかものハローワーク、マザーズハローワーク、マザーズコーナー、ふるさとハローワークが設置されている（厚生労働省職業安定局，2014，pp.3-4）。専門支援窓口で取りあげられているテーマは、ややターゲットを定めたものともいえるものかもしれないが、その量としては、ハローワーク全体の業務からすると一部に過ぎない。

2) 地方自治体による無料職業紹介事業の概要：ターゲット型施策

地方自治体による無料職業紹介事業は、規制緩和の流れのなかで2004年3月より、厚生労働省に届出を行えば実施できるようになった⁽²⁾。地方自治体が無料職業紹介事業に取り組めるようになったということは、それまでとまったく何が違うのであろうか。それは、地方自治体が求職者と求人サイドの企業などを直接マッチングさせることができるようになったという一言に尽きる。

それまでの地方自治体は、求職者や求人サイドの企業などに対する支援として、相談にのったり、助言したりすることはできても、求職者に対する就職先のあっせんや、求人サイドの企業などの求人を受理することは認められていなかった。そのため、実際にマッチングを行う際には、例えば、求人サイドの企業などに対して、地元のハローワークに求人票を出すよう要請するなどの手間が必要であった。しかし、2004年3月以降は、届出によって、地方自治体は求職者と求人サイドの企業などを直接マッチングすることができるようになったのである。

なお、地方自治体における無料職業紹介事業については、当初よりハローワークとの二重行政を避けるために、その事業内容は「区域内における福祉サービスの利用者の支援に関する施策」、「企業の立地の促進を図るための施策」「そのほかの当該区域内の住民の福祉の増進、産業経済の発展等に資する施策」に関する業務に附帯する業務に限定されていた（職業安定法第33条の4；大西，2012，p.25）。

では、地方自治体による無料職業紹介事業の規模はどのように変化しているのだろうか。この事業が認められるようになった2004年3月時点で、この事業に参入することを明らかにしていたのは、全国で10ほどの地方自治体に過ぎなかった（『読売新聞』2004年1月26日、朝刊）。その後、2006年1月1日時点で60と約6倍、2011年11月1日時点で166と16倍強、2016年4月1日時点で260と約26倍になった（職業安定局需給調

整事業課, 2006, p. 2; 厚生労働省職業安定局人材サービス総合サイト)。無料職業紹介事業に取り組む地方自治体は, 全体としてはまだ一部ではあるものの, 順調に増加しているといえよう。

地方自治体による無料職業紹介事業においては, 1つの地方自治体が1か所の無料職業紹介所を設置している場合もあれば, 複数か所の無料職業紹介所を設置している場合もある。したがって, 無料職業紹介事業に取り組んでいる地方自治体の数よりも, 無料職業紹介所の数のほうが多いことが常態的に起こっている。そこで, 無料職業紹介事業所の数についてもみておくと, 2004年度時点で69か所, 2011年11月1日時点で331か所, 2016年4月1日時点で530か所となっている(厚生労働省報道発表資料2006年1月17日; 厚生労働省職業安定局人材サービス総合サイト; 厚生労働省職業紹介事業報告の集計結果)。ハローワークの数が, 専門支援窓口を除いて2014年時点で544か所であったことを考えると, 数だけでいえば, ハローワークの数に迫る勢いであるといえよう。無料職業紹介事業に取り組む地方自治体が増加するのにもなって, 地方自治体が運営する無料職業紹介所の数は増え続け, 全国的に大きな広がりを見せた。ただし, 途中で無料職業紹介事業に取り組むことをやめた地方自治体があったり, 無料職業紹介所の再編で数が減少することがあったりするので, 無料職業紹介所の増加数以上に, 無料職業紹介所の開設数は多いとみなすことができる。

地方自治体による無料職業紹介所の職業紹介の実績について全国規模でみておくと, 事業開始から間もない2004年度の新規求職申込件数1万1675件, 常用求人数2万2518人, 常用就職件数2558件であった(厚生労働省報道発表資料2006年1月17日)。それが2010年度になると, 新規求職申込件数3万1744件, 常用求人数6万5895人, 常用就職件数4584人となった(厚生労働省報道発表資料2012年1月20日)。最新のデータとなる2014年度の数値は, 新規求職申込件数が2万5719件, 常用求人数21万857人, 常用就職件数6792件であった(厚生労働省報道発表資料2016年3月31日)。諸件数は着実に増加しているものの, ハローワークの実績と比較すると, 規模としてはかなり小さなものだといえよう。

ところで, 無料職業紹介所の名称については, 「無料職業紹介所」と名乗っているところもあれば, 「無料職業紹介センター」と名乗っているところもあり, また「〇〇サポートセンター」, 「□□(人材)バンク」など, 当該自治体独自の名称を用いているところもある。また, 例えば, 「福祉保健センター」など既存の施設・機関名をそのまま使用しているところもみられた。本稿では混乱を避けるために, これらを総称して「無料職業紹介所」とよぶことにしたい。

3) 地方自治体による無料職業紹介事業の量的研究

では、地方自治体による無料職業紹介事業の先行研究では、すでにどのようなことが指摘されているのだろうか。以下では、まず、地方自治体の無料職業紹介事業に関する量的研究を取りあげ、次に、地方自治体の無料職業紹介事業に関する質的研究を取りあげたい。

まず、全国レベルでの地方自治体による無料職業紹介事業を量的に検討したものについてみていこう。三宅ほか（2010）は、厚生労働省の職業紹介事業報告の集計結果と、各地方自治体の地方公共団体無料職業紹介事業報告書の集計結果を用いて、2010年ごろまでの当該事業の全国での実施状況について明らかにしている。そのなかで地方自治体による無料職業紹介事業の内容に具体的に迫れるものとして、当該事業を「医師確保」、「農林業振興」、「UIJ ターン・定住促進」、「産業・企業支援」、「就職困難者支援」、「若年者就労支援」、「中高年就労支援」、「その他」の8つに分けた集計結果を提示している（三宅ほか、2010, pp.119-120）。ここからは、地方自治体による無料職業紹介事業が、先に述べた職業安定法で述べられていた3分類ではなく、さらに具体的にターゲットを定める形で実施されている様子がうかがえる。

この集計結果は地方自治体ごとの集計になっている。しかし、先に述べたように、1つの地方自治体においてもいろいろなタイプの取り組み内容の無料職業紹介所をいくつか設置している場合があり、この集計においてその点をどのように取り扱ったのかについては記載がないためわからない。地方自治体の数でいえば、多数を占めていたのは「UIJ ターン・定住促進」、「産業・企業支援」でそれぞれ50を超えていた。次に多かったのは「医師確保」、「農林業振興」、「就職困難者支援」であり、いずれも20強にのぼっていた。比較的少なかったのは「若年者就労支援」、「中高年就労支援」で、これらは1ケタの数値にとどまっている。

同様に、全国レベルの資料として、厚生労働省職業安定局人材サービス総合サイトや新聞報道に基づいて、地方自治体の無料職業紹介事業の全体像に具体的に迫ったのが、大西（2012）である。これによると、地方自治体による無料職業紹介事業のなかでも全国の多くで取り組まれているのは「当該自治体への移住を希望する者に対する就職あっせん」、「当該自治体内の生活保護受給者や福祉事務所へ生活相談に来ている者に対する就職あっせん」、「当該地方自治体住民全般に対する就職あっせん」であり、これらに関する事業を実施している無料職業紹介所が全国にそれぞれ80-90か所ほどあるという（大西、2012, p.42）。そして、それよりも数は少なくなるが、「地元求人企業に対する求職者のあっせん」、「医師不足に対応するための医療関係者のあっせん」、「就職困難者に対する就職あっせん」に取り組む無料職業紹介所が全国にそれぞれ30か所ほどある。また、少ないものとしては「農業をはじめとする第一次産業の職業へのあっせん」、「若年者に対する就職あ

っせん」,「農業大学校の学生などに対する就職あっせん」などがみられ, これらが全国にそれぞれ10-20か所ほどみられた。一言で, 地方自治体による無料職業紹介事業といっても, その事業内容は非常に多岐にわたるといってよいだろう。

これらの量的研究からは, 地方自治体による無料職業紹介事業の多様性が明かにされており, そうした実態を全国レベルで明らかにしている点は評価されよう。しかし, データから得られる情報が限られており, 例えば, ハローワークと比較した際の特徴など, 当該事業の実態を具体的に把握するには至っていないのである。

こうした点を補うためか, 上述した三宅ほか(2010)では, 約10か所の無料職業紹介事業を展開する地方自治体に対してヒアリング調査を実施して, ハローワークとのかかわりなどについても描き出そうとしている。これによると, 地方自治体による無料職業紹介事業は, ハローワークの事業と比べて非常に小規模であるが, 求職者に対してはきめ細やかな対応ができる点や, 求人サイドの企業などにとっては, ハローワークでは求職者が集まりすぎるような募集を適切な人材に絞って選抜できる点など, ハローワークよりも質の高いサービスが提供されている様子が報告されている(三宅ほか, 2010, pp.132-133)。また, ハローワークとの連携として, いくつかの地方自治体において求人情報の提供や, ホームページへの掲載などが実施されていた(三宅ほか, 2010, p.134)。

地方自治体の無料職業紹介事業においてハローワークとのかかわりを明らかにすることは, 重要な課題の1つである。しかし, ここで得られたヒアリングのデータは, 約10か所の地方自治体による経験に過ぎず, この時点ですでに全国の地方自治体の138がこの事業に取り組んでいることを考えてみても全体像を示しているとはいえない。地方自治体による無料職業紹介事業の全体像を把握するためには, 全国規模での実態調査が欠かせないといえよう。

4) 地方自治体による無料職業紹介事業の質的研究

次に, 地方自治体による無料職業紹介事業を質的に検討したものについてみていこう。これらの研究の多くは, インタビュー調査にもとづいて当該自治体の雇用政策を解明するなかで, 無料職業紹介事業についても詳しく触れているものである。そうした研究のほとんどは就職困難者を対象としたものであった。ここでは数少ないそれらの研究のなかから, 地方自治体内部の状況にまで掘りさげてその実態が描き出されている大阪府和泉市, 横浜市, 大阪府豊中市を事例とした研究を取りあげる。

① 大阪府和泉市における無料職業紹介事業

まず, 大阪府和泉市を事例として検討したものについてみていく。和泉市は, 調査当時

の人口が約18万人であり、中程度の規模の地方自治体といえる（田端，2006，p.45）。和泉市は，2004年3月に地方自治体による無料職業紹介事業が実施可能になった，まさにそのときに事業を開始した，先進的な地方自治体である。そして，この調査の期間が2004年7月から2005年8月となっているため，実質的には地方自治体による無料職業紹介事業が開始されたばかりの時期の状況が明白にされたものと考えられる（田端，2006，p.99）。以下では，和泉市の無料職業紹介事業の内容，ハローワークとの関係やハローワークとの比較を通してみえてくる特徴，この事業の実績の順に述べていきたい。

1つめは，和泉市の無料職業紹介事業の内容である。田端（2006）によると，和泉市で実施されていた事業が対象としていたのは，市の支援計画に基づく就職困難者の雇用・就労の安定と，和泉市産業団地（テクノステージ和泉）の企業の求人に対する職業紹介事業であった（田端，2006，p.77）⁽³⁾。和泉市の事業は，地方自治体区域内の就職困難者に対する支援と，区域内にある産業団地への労働者のあっせんという2点をその内容としていたのである。

2つめは，ハローワークとの関係やハローワークとの比較を通してみえてくる特徴である。ハローワークとの二重行政を避ける必要があることから，和泉市においては無料職業紹介所に求人，求職のうち，本事業の対象ではないと思われる一般求人や一般求職については，ハローワークにつなぐようにしていたという（田端，2006，p.78）。ハローワークとの関係はおおむね良好であるが，それぞれの有する求人情報の共有が実際には困難であり，そうした状況を巡って，緊張関係がないとはいえないとのことであった（田端，2006，p.79）。

和泉市の無料職業紹介事業について，田端は大阪労働局や地元のハローワークに加えて，障害者団体，母子団体，学校，居住外国人団体，同和地区関連団体という求職者の支援にかかわる組織，商工会議所，商店連合会，人権協議会，商業協同組合，工業協同組合など求人サイドにかかわる組織とのネットワークが形成されていることを指摘する（田端，2006，pp.85-86）。そして，このことがハローワークが実施する一般的な職業紹介とは異なっており，地域的な人的・社会的ネットワークを通して，市場には出てきにくい就職困難者の就労可能性を追求することを可能にしているという。

さらに，もともと和泉市では同和対策事業が実施されてきているという歴史的な経緯があった（田端，2006，p.45）。そして，この同和対策事業によって形成された地域的なネットワークの存在が，現在の施策にも活かされているとのことである（田端，2006，p.102）。和泉市の無料職業紹介事業では，従来からのターゲット型施策である同和対策事業を通して，ハローワーク以上に区域内に密接なネットワークが形成されており，それが就職困難者に対する就労支援に活かされている様子がうかがえる。

3つめは、この事業の実績についてである。和泉市の2005年度の中間的な集計では、7か月の間に、一般事業所への就職困難者の就職が55名、就職困難者に限らない産業団地への就職者が46名にのぼっていた（田端，2006，p. 83）。これは和泉市の無料職業紹介事業が、事業の初期の段階から一定の成果をあげていたことを示しているといえよう。

② 横浜市における無料職業紹介事業

次に、横浜市を事例として検討したものについてみていく。横浜市の調査当時の人口は約370万人であり、政令指定都市のなかでも最大規模であった（御旅屋・寺地，2014，p. 36）。以下では、横浜市の無料職業紹介事業の内容とその課題の2つについてみていきたい。

1つは、横浜市における無料職業紹介事業の内容である。横浜市には、許可を受けている事業者や免許を有している法人に委託する形で無料職業紹介事業を実施している施策もいくつかあるが、それとは別に横浜市自身が厚生労働省に届け出ることによって直接無料職業紹介事業に乗り出している施策もある（御旅屋・喜始・堀・筒井，2014，p. 50，p. 54，p. 70）。

横浜市が無料職業紹介事業の届出を厚生労働省に出したのは2005年度であった（御旅屋・喜始・堀・筒井，2014，p. 70）。2010年度の調査時点で、約5年が経過していたことになる。横浜市が直接に無料職業紹介事業を実施しているのは、生活保護受給者に対する就労支援の分野であり、福祉事務所で実施されている自立支援プログラムとのかかわりで活用されている（御旅屋・喜始・堀・筒井，2014，p. 71）。この事業を始める前は、開拓してきた求人者を支援対象の生活保護受給者に直接紹介することができず、開拓企業にいったんハローワークに求人票を出してもらう必要があった。こうした手間を省くために、市独自で無料職業紹介事業の届出をしたのである。無料職業紹介事業も含めて横浜市の生活保護受給者に対する就労支援によって就職した者は、2007年度の1401人から2012年度には2570人に増加している（御旅屋・喜始・堀・筒井，2014，p. 72）。後述するように、この点に関連してもいくつかの課題は指摘されるところではあるが、着実な成果をあげているといってもよいだろう。

もう1つは、横浜市による無料職業紹介事業の課題であるが、これは2点ほど指摘されている。1点めは、支援員を増やしても、それに見合うだけの就職者の数が得られていないという課題である（御旅屋・喜始・堀・筒井，2014，p. 72）。2点めは、生活保護受給者のうち、就職した者の8割近くが非正規雇用であり、安定した就労になっているとはいえないという課題である（御旅屋・喜始・堀・筒井，2014，p. 76）。施策の実施体制を十分に整えたとしても、労働市場のほうの事情などから就職者数が伸びなかったり、正規雇

用に結び付かなかつたりすることがあるのだ。

③ 大阪府豊中市における無料職業紹介事業

最後に、大阪府豊中市を事例として検討したものについてみていく。豊中市の2013年4月1日時点の人口は約40万人である。2012年4月1日に特例市から中核市に移行した(御旅屋・寺地, 2014, p. 40)。豊中市において、無料職業紹介所が開設されたのは、2007年度であった(櫻井, 2014a, pp. 119-121)。豊中市では、就職困難者の就労支援を行うにあたって、無料職業紹介事業もあわせて展開する形をとっている。無料職業紹介所においては、無料職業紹介事業に加えて、人材紹介事業、職場体験実習、面接会の実施(年15回程度)、セミナーの開催と、大きくわけて4種類の事業を展開している(櫻井, 2014b, pp. 130-131)。無料職業紹介所を開設する前年の2006年度には、豊中市による就労支援での就職者数は111人であったが、開設直後の2007年度には、就職者が172人に急増しており、成果を挙げているといえよう(櫻井, 2014a, p. 121)。

以上、地方自治体による無料職業紹介事業を質的に検討した先行研究をみてきた。3つの地方自治体の経験から、以下のことが指摘されるといえよう。1つは、ターゲットを定めた対象はいずれの地方自治体も生活保護受給者をはじめとする、いわゆる就職困難者であったことである。これは社会的な格差が広まるなかで、雇用情勢の悪化や生活困窮者の増大がいわれるようになってきていることとかかわっているものと思われる。いずれの地方自治体も一定の成果を挙げており、精力的に就職困難者を支援することによっても事態の打開に向けた前進がみられることが示された。ただし、すでに述べてきたように、地方自治体による無料職業紹介事業の、実際のターゲットの対象は多岐にわたっている。したがって、ここで示されたことだけで、地方自治体による無料職業紹介事業の全体像を語ることには留意が必要であるだろう。

2つは、施策そのものが2004年3月スタートのものであるために、いずれの地方自治体の事業も、開始して間もない時期の分析となっていた。したがって、上記の3つの事例は、比較的早いうちから参入した、先進的な自治体のもものと捉えることができるだろう。3つは、ハローワークとの関係である。和泉市の無料職業紹介事業より、ハローワークとの関係は良好であるものの、緊張関係がないとはいいい切れぬとの指摘がなされていた。これは、とりわけ雇用情勢が悪化し、求人件数が落ち込んだときなどにはかなり注目される点だといえよう。ハローワークとの違いとしては、より小規模であるがゆえに、一層きめ細かい相談サービスが提供されている点や、ハローワーク以上に地域に形成された多様なネットワークの活用が指摘される点である。

(4) 本稿における研究視角

以上、先行研究を検討してきたが、ここで本稿における研究視角を明らかにしておきたい。地方自治体による無料職業紹介事業は、まだ開始されてそれほど期間が経っていなかった。その意味では、この事業は比較的新しいターゲット型施策だといえる。先行研究によると、全国レベルでのデータであってもその情報に限りがあったり、事例研究であっても、ターゲットの対象が限られていたり、当該自治体の事業の実態しか知ることができないものであったりする研究がほとんどであった。

そこで、研究視角の1つめとして、地方自治体による無料職業紹介事業の全体像を把握することが必要だという点を挙げておきたい。そのために、2012年に実施した「地方自治体における無料職業紹介事業に関するアンケート結果」を分析し、全国規模での地方自治体による無料職業紹介事業の全体像を把握した後に、調査時点でのこの事業の状況について解明していくこととする。そのうえで2つめの研究視角として、一般施策であるハローワークの事業と比較して、ターゲット型である地方自治体による無料職業紹介事業の特徴に迫り、こうした施策のもつ意義について検討する。

3. 地方自治体における無料職業紹介事業に関するアンケート調査 (2012)

では、2012年に実施した「地方自治体における無料職業紹介事業に関するアンケート調査」結果について明かにしていこう。以下では、まず、調査の概要を示し、その後、調査結果について詳しくみていく。

(1) 調査概要

地方自治体による無料職業紹介事業の実態や課題を明らかにするために、2012年1月から2月にかけて、当時全国に331か所あった地方自治体による無料職業紹介所に対する悉皆調査を行った。調査期間は当初2月10日までとしていたが、その後も調査票を回答のうえ送付してくださる無料職業紹介所があったため、それらについても集計に含めるこ

とし、最後に到着した調査票は2月29日消印のものであった。地方自治体によって開設されている無料職業紹介所は、厚生労働省の人材サービスサイトにおいてすべて公表されているため、そちらに調査票を郵送する形でアンケート調査を実施したが、問い合わせ等に対応する形で、適宜メールの添付ファイルやファックスによる受け取りも行った。調査実施の鏡文には、調査に回答いただいた無料職業紹介所には調査結果を送付する旨記載しており、調査結果を単純集計した表と図を印刷したものを2014年5月に送付している。

調査内容は大きく分けて、無料職業紹介事業における取り組み内容、無料職業紹介事業の実施体制、無料職業紹介事業とほかの施策との連携、地方自治体の無料職業紹介事業に対する見解、地方自治体による無料職業紹介所からの国への要望である。2004年3月に始まったばかりの事業であるため、まだ事業開始後10年もたないうちの初期の実態について解明しようとした調査だといえるが、その分、全国に先駆けてこうした事業に参入している地方自治体の無料職業紹介事業の姿を捉えることができるものと思われる。

また、すでに述べたように、地方自治体は無料職業紹介事業について一度届け出ると、その地方自治体に対する届出番号が1つ付与される。その後、同じ地方自治体が最初に届け出たのとは別の無料職業紹介所を設置する際には、その都度手続きは必要となるが、届出番号については初めに付与されたものを使い続けることとなる。言い換えると、地方自治体がいったん届出番号を付与されると、その後新たに無料職業紹介所を設置した際には、同じ届出番号のもとにいくつもの無料職業紹介所が設置されている状態となるのである。

そして、同じ届出番号のもとに設置されている複数の無料職業紹介所が、まったく同じ内容の事業を行っている地方自治体もあれば、個別ばらばらの内容の事業を行っている地方自治体もある。したがって、今回のアンケートでは、それぞれの無料職業紹介所が実施している事業について詳しく知ることができるように、地方自治体ベースではなく、地方自治体が開設している無料職業紹介所ベースでの回答を依頼することとした。

調査当時は無料職業紹介事業に取り組む地方自治体が、全国に166、無料職業紹介所の数は331か所となっていた。同じ内容の事業を行っている、複数の無料職業紹介所を設置している地方自治体の場合、無料職業紹介所ごとに回答いただいたところもあれば、複数か所の無料職業紹介所の回答を1つの調査票にまとめて回答いただいたところもある。今回は、上述のように無料職業紹介所ベースでの調査を実施したため、複数の無料職業紹介所の回答を1票にまとめて回答いただいた場合は、合計で示された就職件数などの数値については取り除いて、無料職業紹介所の数だけの調査票の回答があったものとみなして集計を行った。結果としては、全国331か所の無料職業紹介所のうち、205か所分の調査票が回収された。ただし、そのうち1票は諸事情からほとんど記載がなかったために集計結果には含まず、以後の分析は残りの204票分の集計結果を用いて行っていくこととする。

したがって、調査票の回収率は61.1%となる。

(2) 調査結果

では、調査結果について、無料職業紹介事業における取り組み内容、無料職業紹介事業の実施体制、無料職業紹介事業と他の施策との連携、地方自治体の無料職業紹介事業に対する見解、地方自治体による無料職業紹介所からの国への要望の順にみていこう。

1) 無料職業紹介事業の取り組み内容

ここでは、無料職業紹介事業における取り組みの内容に関する項目についての結果をみていきたい。第1表は職業安定法第33条4にて、地方自治体の無料職業紹介事業の実施が認められている3つの区分について、どの区分の事業を実施しているかを、複数回答で問うたものである。それによると、「区域内における福祉サービスの利用者の支援に関する施策」が3割5分、「企業の立地の促進を図るための施策」が2割強で、もっとも高い割合を占めたのは「左記以外の当該地区内の住民の福祉の増進、産業経済の発展等に資する施策」で、約7割にのぼっていた。

さらに、地方自治体による無料職業紹介事業で実施されている取り組み内容を具体的にみていくために、無料職業紹介事業で実施されている事業の種類を質問した結果が第2表である。ここでは、先行研究も踏まえながら、取り組み内容を「地元（誘致）企業・事業所の振興・技術力向上」、「農業振興」、「U・I・Jターンの促進（定住促進）」、「大学校卒業生の就業支援」、「医師不足の解消」、「看護師不足や保健師不足の解消」、「福祉従事者不足の解消」、「住民全体に対する就業支援」、「若年者に対する就業支援」、「中高年者に対する就業支援」、「生活保護受給者などに対する就業支援」、「左記選択肢以外の就職困難者に対する就業支援」、「その他」に分けて質問している。項目によりその割合に高低はあるものの、地方自治体による無料職業紹介事業が、非常に多岐にわたる内容で実施されていることが明白にみてとれよう。

同表によると、「若年者に対する就業支援」、「地元（誘致）企業・事業所の振興・技術力の向上」、「U・I・Jターンの促進（定住促進）」がいずれも3割5分を超えており、その割合が高くなっているといえる。そして、それに「住民全体に対する就業支援」、「左記選択肢以外の就職困難者に対する就業支援」、「中高年齢者に対する就業支援」、「生活保護受給者などに対する就業支援」が3割前後で続いていることがわかった。反対に、地域によっては人手不足が指摘されることのある福祉従業者、看護師、保健師、医師などに対象

第1表 職業安定法第33条4の区分（複数回答）

	区域内における福祉サービスの利用者の支援に関する施策	企業の立地の促進を図るための施策	左記以外の当該地区内の住民の増進、産業経済の発展等に資する施策	不明	合計
紹介所数 (%)	72 (35.3)	42 (20.6)	141 (69.1)	8 (3.9)	204(1000)

注：すべての回答数を足し合わせると263 (128.9%)となる。

出所：「地方自治体における無料職業紹介事業に関するアンケート調査」結果に基づき筆者作成。

第2表 無料職業紹介事業において実施している事業の種類（複数回答）

	地元（誘致）企業・事業所の振興・技術力向上	農業振興	U・J・Iターンの促進（定住促進）	大学校卒業生の就業支援	医師不足の解消	看護師不足や保健師不足の解消	福祉従事者不足の解消	住民全体に対する就業支援	若年者に対する就業支援	中高齢者に対する就業支援	生活保護受給者などに対する就業支援	左記以外の就職困難者に対する就業支援	その他	不明	合計
紹介所数 (%)	76 (37.3)	34 (16.7)	77 (37.7)	44 (21.6)	16 (7.8)	3 (1.5)	16 (7.8)	66 (32.4)	79 (38.7)	65 (31.9)	61 (29.9)	66 (32.4)	12 (5.9)	1 (0.5)	204 (100.0)

注：すべての回答数を足し合わせると616 (302.0%)となる。

出所：「地方自治体における無料職業紹介事業に関するアンケート調査」結果に基づき筆者作成。

第3表 第2表における「左記以外の就職困難者に対する就業支援」の内訳（複数回答）

	障害を有する方	外国籍の方	同和地区住民や出身者	母子世帯の母親	父子世帯の父親	ホームレスの方	その他	不明	合計
紹介所数 (%)	49 (74.2)	23 (34.8)	7 (10.6)	59 (89.4)	36 (54.5)	1 (1.5)	9 (13.6)	4 (6.1)	66 (100.0)

注：すべての回答数を足し合わせると188 (284.8%)となる。

出所：「地方自治体における無料職業紹介事業に関するアンケート調査」結果に基づき筆者作成。

を絞った事業を展開する無料職業紹介所は、数としては少ないことがわかる。

このうち、「左記選択肢以外の就職困難者に対する就業支援」の内訳を示したものが、第3表である。これによると、第2表の選択肢にあがっていなかった就職困難者のうち、回答が多かったのは、「母子家庭の母親」で9割近く、「障害を有する方」で7割5分近く、「父子家庭の父親」で5割5分近くにのぼっていた。それらに対して、「外国籍の方」や「同和地区住民や出身者」を対象としていると回答した割合は限定的であった。また、「ホームレスの方」についてはほとんど回答がなく、ホームレス支援事業と地方自治体による無料職業紹介事業は施策としての関連をあまり持ち得ていないことがみてとれる。

続いて、労働供給と労働需要の状況について知るために、第4表から第7表をみていきたい。第4表、第5表は求職者サイドの希望を、第6表、第7表は求人などを行う企業サイドの希望を示したものである。

第4表によると、求職者の希望する雇用形態で最も高い割合を占めているのは「正規の職員・従業員」であり、9割5分にもものぼっていた。これに続いているのが「パート・アルバイト」であり、こちらは6割となっていた。そして、第5表より求職者の希望する職種についてしてみると、最も高いのは「事務職」で5割5分強、次いで高いのは「生産工程」で4割強となっていた。ここから求職者は正社員を希望している者がかなり多く、職種としては事務や現場労働などのあまり高いスキルを必要とするわけではないものを希望している様子がうかがえる。

第6表によると、企業などから求人情報が寄せられるもののうち、相対的に高い割合を占めているのは「正規の職員・従業員」、「パート・アルバイト」であることがわかる。これは、求職者が希望する雇用形態とも重なりあっているものの、とりわけ「正規の職員・従業員」については、その数値に大きな隔たりがあると言わざるを得ない。すなわち、求人情報が寄せられる雇用形態のうち「正規の職員・従業員」については、6割5分にとどまっているのである。先行研究においても、無料職業紹介事業によって就職した者の8割が非正規雇用の状態にあるという地方自治体もみられていたが、本調査結果からも、正規雇用につながりにくい状況がみてとれよう。また、第7表より求人情報の寄せられる職種についてしてみると、最も高い割合を占めるのは「生産工程」で4割5分弱、次に高い割合を占めるのは「専門・技術職」で4割、その次に高い割合を占めるのは「サービス職」で4割弱となっていることがわかった。求職者の希望と比較してみると、「生産工程」についてはそれなりの求人があることがうかがえるものの、「事務職」については2割5分と低い割合にとどまっている。反対に、求人希望のほうが高い割合となっているのは「専門職・技術職」と「サービス職」であり、求人の多い仕事のいくつかは一定以上のスキルが求められている可能性がある。

第4表 求職者の希望する雇用形態 (回答は3つまで)

	正規の職員・従業員	パート・アルバイト	契約社員・嘱託員・嘱託従業員	日々雇用の職員・従業員	不明	合計
紹介所数 (%)	194 (95.1)	123 (60.3)	45 (22.1)	14 (6.9)	11 (5.4)	204(1000)

注：すべての回答数を足し合わせると 396 (194.1%) となる。

出所：「地方自治体における無料職業紹介事業に関するアンケート調査」結果に基づき筆者作成。

第5表 求職者の希望する職種 (回答は3つまで)

	管理職	専門・技術職	事務職	販売職	サービス職	保安職	農林漁業職	生産工程	輸送・機械運転	建設・探掘	運搬・清掃・包装等	その他	不明	合計
紹介所数 (%)	1 (0.5)	67 (32.8)	117 (57.4)	29 (14.2)	65 (31.9)	4 (2.0)	39 (19.1)	86 (42.2)	10 (4.9)	19 (9.3)	37 (18.1)	3 (1.5)	11 (5.4)	204(1000)

注：すべての回答数を足し合わせると 488 (239.3%) となる。

出所：「地方自治体における無料職業紹介事業に関するアンケート調査」結果に基づき筆者作成。

第6表 求人情報の寄せられる雇用形態 (回答は3つまで)

	正規の職員・従業員	パート・アルバイト	契約社員・嘱託員・嘱託従業員	日々雇用の職員・従業員	不明	合計
紹介所数 (%)	134 (65.7)	126 (61.8)	61 (29.9)	21 (10.3)	18 (8.8)	204(1000)

注：すべての回答数を足し合わせると 379 (185.8%) となる。

出所：「地方自治体における無料職業紹介事業に関するアンケート調査」結果に基づき筆者作成。

第7表 求人情報の寄せられる職種 (回答は3つまで)

	管理職	専門・技術職	事務職	販売職	サービス職	保安職	農林漁業職	生産工程	輸送・機械運転	建設・探掘	運搬・清掃・包装等	その他	不明	合計
紹介所数 (%)	2 (1.0)	83 (40.7)	49 (24.0)	45 (22.1)	77 (37.7)	4 (2.0)	36 (17.6)	89 (43.6)	2 (1.0)	3 (1.5)	20 (9.8)	6 (2.9)	19 (9.3)	204(1000)

注：すべての回答数を足し合わせると 435 (213.2%) となる。

出所：「地方自治体における無料職業紹介事業に関するアンケート調査」結果に基づき筆者作成。

2) 無料職業紹介事業の実施体制

ここからは、無料職業紹介事業の実施体制についてみていきたい。地方自治体による無料職業紹介事業はどのような人材によって支えられているのであろうか。第8表は、無料職業紹介所における専任者の有無について問うた結果を示したものである。これによると、「専任の者がいる」と回答した無料職業紹介事業所と「専任の者がいない」と回答した無料職業紹介所の割合は、それぞれ47.5%と49.0%となっており、両者の割合は拮抗しているといえる。つまり、約半数の無料職業紹介所においては専任者がおらず、兼任の者が当該事業を実施しているのである。これでは、専門性の高い事業を展開していくには、やや不十分な人員配置だと思われよう。

その無料職業紹介所の専任者が有している資格について問うた結果が、第9表である。これをみると、圧倒的に高いのは6割を占めた「とくに資格を有している者はいない」という回答であり、次に高い割合を占めた「キャリアカウンセラー」(2割)の約3倍の数値になっている。開始されて間もない地方自治体による無料職業紹介事業において、人材の育成も課題の1つとなっているといえよう。

しかし、そういう状況においても、第10表にみられるように、無料職業紹介所の担当者は、求職者のために求人情報を多岐にわたる手段で得ていることがみてとれる。これによると、最も高い割合を占めたのは「ハローワークから求人情報の提供を受ける」で6割5分弱であったが、それとあまり変わらない数値で「企業から求人の相談がある」が続いており、それらの後を「独自に求人を開拓している」が5割5分で追う形となっている。先行研究においても、地方自治体による無料職業紹介事業の規模が小さいことに関して、求職者が集まりすぎることなく、適切に採用活動に取り組めることを評価する見解があった。無料職業紹介所が企業と関係を築いたり、企業に対して独自に求人開拓を実現したりしていることは、地域労働市場におけるマッチングを改善していくのに一役買っているものと思われる。

他方で、最も高い割合を占めていた「ハローワークから求人情報の提供を受ける」であるが、これは逆の見方をすれば3割5分強の無料職業紹介所は、ハローワークから求人情報の提供を受けていないことを意味する。その点について、ここからだけでは理由はわからない。もちろん、無料職業紹介の取り組み内容によっては、それでも事業に支障はないところも存在するかもしれない。しかしそれなりの数値にのぼっているところから、ハローワークとの関係も無料職業紹介所によってかなり異なっている可能性がうかがえよう。

では、そうした実施体制で無料職業紹介所は、職業紹介に加えてどのようなサービスを提供しているのであろうか。第11表は、それぞれの無料職業紹介所が実施しているサービスを複数回答で質問した結果を示したものである。これによると、最も高い割合を占め

第8表 無料職業紹介所における専任者の有無

専任の者がいる	専任の者がいない	不明	合計
97 (47.5)	100 (49.0)	7 (3.4)	204(100.0)
紹介所数 (%)			

出所：「地方自治体における無料職業紹介事業に関するアンケート調査」結果に基づき筆者作成。

第9表 専任者が有している資格（複数回答）

キャリアカウンセラー	臨床心理士	医師	看護師	保健師	社会保険労務士	社会福祉士	精神保健福祉士	その他	とくに資格を有している者はいない	不明	合計
18 (18.9)	0 (0.0)	1 (1.1)	1 (1.1)	0 (0.0)	3 (3.2)	3 (3.2)	1 (1.1)	17 (17.9)	57 (60.0)	11 (11.6)	95(100.0)

注：すべての回答数を足し合わせると112 (117.9%)となる。

出所：「地方自治体における無料職業紹介事業に関するアンケート調査」結果に基づき筆者作成。

第10表 求人情報を得る方法（複数回答）

独自に求人を開拓している	企業から求人相談がある	地域の求人情報誌等から収集する	ハローワークから求人情報の提供を受ける	商工会議所から求人情報の提供を受ける	その他	不明	合計
113 (55.4)	123 (60.3)	46 (22.5)	130 (63.7)	7 (3.4)	19 (9.3)	10 (4.9)	204(100.0)

注：すべての回答数を足し合わせると448 (219.6%)となる。

出所：「地方自治体における無料職業紹介事業に関するアンケート調査」結果に基づき筆者作成。

第11表 無料職業紹介事業のなかで提供しているサービス（複数回答）

ホームページ上で情報提供	ワンストップ機能を有した窓口	就業相談・カウンセリング	キャリアアップに関する相談・カウンセリング	就業意欲醸成のための相談・カウンセリング	生活相談・カウンセリング	メンタルケアのための相談・カウンセリング	職業訓練事業などへの紹介	面接の練習	合同企業説明会の開催	就職後の職場への定着支援	その他	不明	合計
102 (50.0)	43 (21.1)	148 (72.5)	35 (17.2)	49 (24.0)	39 (19.1)	7 (3.4)	73 (35.8)	64 (31.4)	36 (17.6)	47 (23.0)	26 (12.7)	9 (4.4)	204(100.0)

注：すべての回答数を足し合わせると678 (332.4%)となる。

出所：「地方自治体における無料職業紹介事業に関するアンケート調査」結果に基づき筆者作成。

ていたのは「就業相談・カウンセリング」で7割強、それに「ホームページ上での情報提供」が5割で続いていた。また、ハローワークにはあまりないサービスとしては「就職後の職場への定着支援」に取り組む無料職業紹介所が2割5分弱、「ワンストップ機能を有した窓口」に取り組む無料職業紹介所が2割強に達している点が特筆されるであろう。

3) 無料職業紹介所と他の施策との連携

調査では無料職業紹介所と他の施策との連携として、ハローワークとの連携（第12表）、ハローワーク以外の機関などとの連携（第13表）、他の施策との連携（第14表）について質問していた。これらによると、地方自治体による無料職業紹介事業は、ハローワークやハローワーク以外のいわゆる外部機関との連携よりも、自らの自治体内の他の施策との連携が密である様子がみてとれた。以下、順にみていきたい。

ハローワークとの連携についてみた第12表によると、「ハローワークからの求人情報の提供」が6割弱となっているものの、次に高い割合を占めた「労働法制などについてのハローワークからの助言」は1割5分に過ぎない。より一層少ないとはいえ、「ハローワークへの求人情報の提供」をしている無料職業紹介所が12か所ほどあることは注目に値するが、全体として連携が頻繁になされているようにはみられないのである。さらに、この質問に対しては、「不明」の割合が2割を超えて高くなっており、実は同じ回答項目であった第10表での「ハローワークからの求人情報の提供を受ける」については、第12表において回答数が減っているのである。先行研究においてはハローワークとの緊張関係などにも触れられており、質問そのものへの回答があまり活発ではなかった可能性も考えられよう。

同じく「不明」の割合が高くなっているのが、第13表である。最も高い割合を占めた「労働局」でも3割強の回答を得たに過ぎず、「商工会議所」、「社団法人や財団法人などの公益法人」、「NPO法人」が1割前後でその後が続いていた。ここからは、ハローワーク以外との連携についても、それほど密ではない様子がうかがえる。

ところが、無料職業紹介について他の施策との連携について問うたところ、今度は関連を有していると回答した無料職業紹介所が7割にのぼったことが、第14表から明らかとなった。これは外部機関との連携はハローワークも含めてあまりなされていないものの、地方自治体が選択している無料職業紹介事業の内容は、当該自治体内の他の施策とはかなりの頻度で連携しているということを意味する。この理由の1つは、地方自治体による無料職業紹介事業が、ターゲット型施策になっていることに関係していると思われる。というのも、地方自治体にはもともと取り組んでいる施策があって、それをより一層機能させるために無料職業紹介事業を始めているともみなせるからだ。

第12表 ハローワークとの連携 (複数回答)

	ハローワークからの求人情報の提供	ハローワークへの求人情報の提供	労働法制等についてのハローワークからの助言	ハローワークからの職員の派遣	その他	不明	合計
紹介所数 (%)	119 (58.3)	12 (5.9)	29 (14.2)	2 (1.0)	31 (15.2)	46 (22.5)	204(100.0)

注：すべての回答数を足し合わせると 239 (117.2%) となる。

出所：「地方自治体における無料職業紹介事業に関するアンケート調査」結果に基づき筆者作成。

第13表 ハローワーク以外の機関などとの連携 (複数回答)

	厚生労働省	労働局	商工会議所	医師会	農業協同組合	漁業協同組合	社団法人や財団法人などの公益法人	NPO法人	その他	不明	合計
紹介所数 (%)	1 (0.5)	67 (32.8)	27 (13.2)	6 (2.9)	10 (4.9)	2 (1.0)	23 (11.3)	20 (9.8)	29 (14.2)	64 (31.4)	204(100.0)

注：すべての回答数を足し合わせると 249 (122.1%) となる。

出所：「地方自治体における無料職業紹介事業に関するアンケート調査」結果に基づき筆者作成。

第14表 他の施策との連携

	他の施策と関連を有している	他の施策と関連を有していない	不明	合計
紹介所数 (%)	145 (71.1)	51 (25.0)	8 (3.9)	204(100.0)

出所：「地方自治体における無料職業紹介事業に関するアンケート調査」結果に基づき筆者作成。

4) 地方自治体の無料職業紹介事業に対する見解

ではここで、地方自治体の無料職業紹介事業に対する見解についてみていこう。ハローワークとの比較を意識して地方自治体が無料職業紹介事業を実施するメリットについて複数回答で問うた結果を示したのが第15表である。最も高い割合を占めたのは「求人サイドについての詳しい情報を求職者に提供できる」、次に高い割合を占めたのは「求職者についての詳しい情報を求人サイドに提供できる」であったが、両者の数値をみ比べるとそれぞれ7割近くと5割となっており、それなりの開きが認められた。この点からは、地方自治体による無料職業紹介所にとっては前者のほうが大きなウェイトを占めている可能性がうかがえる。同様に、求職者と求人サイドを対比させた質問項目であった「就職後についても求職者の相談にのることができる」と「就職後についても求人サイドの相談にのることができる」においても、前者が4割5分、後者が3割弱となっており、前者をメリットと考える無料職業紹介所が多いことがわかる。また、それ以外の項目である「ターゲットを絞った少人数の求人に対応できる」や「求職者のニーズに沿った求人の開拓ができる」もそれぞれ4割近くの割合を占めており、地方自治体が無料職業紹介事業を担うことによって、きめ細やかなサービスが提供できることが、意識されているものと考えられる。

続いて、地方自治体による無料職業紹介事業が地域雇用政策の一環であることを念頭において、地方自治体による無料職業紹介事業を実施するメリットについて質問した結果が、第16表である。同表によると、1番高い割合を占めたのが「住民の雇用状況の改善に役立つ」で5割5分弱、2番めに高い割合を占めたのが「地域経済の活性化に役立つ」で4割5分、その次に高い割合を占めたのが「住民の福祉の向上に役立つ」や「関連を有するほかの施策の促進に役立つ」でいずれも3割5分となっていた。住民の雇用や生活、地域経済の状況をより一層よくしていけることをポイントと捉えているところが一定割合にのぼっていることがわかる。

第17表は、無料職業紹介事業の課題について問うた結果を示したものである。相対的に高い割合を占めたのは「マッチングが困難」、「なかなか就職に結びつかない」でそれぞれに5割5分弱に達していた。地域における雇用政策を主体的に実施するようになってまだそれほど長い年月の経っていない地方自治体が、施策の遂行にあたって苦心している様子がうかがえる。しかし、着眼点を変えれば、これらは労働市場における需給状況の影響をダイレクトに受ける部分での問題ともいうことができる。また、「求人情報を得ることが困難」は4割5分強となっており、「求職情報を得ることが困難」の2割強とは対照的な結果となっていた。ここから、地方自治体による無料職業紹介所の立場からすれば、求職者から求職している旨の情報を得るよりも、その求職者をあっせんしていくための求人情報を得ることのほうが課題となっていることがうかがえる。

第15表 地方自治体が無料職業紹介事業を実施することのメリット（複数回答）

	求人サイドの詳しい情報を求職者に提供できる	求職者に詳しい情報を求人サイドに提供する	就職後に求職者の相談ができる	就職後に求職者の相談ができる	ターゲットを絞った求人数に対応できる	求職者のニーズに沿った求人の開拓ができる	その他	不明	合計
紹介所数 (%)	140 (68.6)	102 (50.0)	59 (28.9)	91 (44.6)	79 (38.7)	77 (37.7)	11 (5.4)	13 (6.4)	204(100.0)

注：すべての回答数を足し合わせると572(280.4%)となる。
出所：「地方自治体における無料職業紹介事業に関するアンケート調査」結果に基づき筆者作成。

第16表 地方自治体による無料職業紹介事業のメリット（複数回答）

	住民の雇用状況の改善に役立つ	福祉サービスの利用に住民の支援に役立つ	企業の立地の促進に役立つ	住民の福祉の向上に役立つ	地域経済の活性化に役立つ	関連を有する他の施策の促進に役立つ	その他	不明	合計
紹介所数 (%)	109 (53.4)	51 (25.0)	43 (21.1)	73 (35.8)	90 (44.1)	70 (34.3)	20 (9.8)	17 (8.3)	204(100.0)

注：すべての回答数を足し合わせると473(231.9%)となる。
出所：「地方自治体における無料職業紹介事業に関するアンケート調査」結果に基づき筆者作成。

第17表 無料職業紹介事業の課題（回答は3つまで）

	求人情報を得ることが困難	求職情報を得ることが困難	マッチングが困難	労働法制に詳しい担当者確保することが困難	行政内の他の担当部署との連携が困難	事務の量の多い	ハローワークの協力を得ることが難しい	担当者のスキルアップの機会が難しい	なかなか就職につなげられない	その他	不明	合計
紹介所数 (%)	96 (47.1)	45 (22.1)	110 (53.9)	29 (14.2)	5 (2.5)	7 (3.4)	14 (6.9)	33 (16.2)	108 (52.9)	11 (5.4)	19 (9.3)	204(100.0)

注：すべての回答数を足し合わせると477(233.8%)となる。
出所：「地方自治体における無料職業紹介事業に関するアンケート調査」結果に基づき筆者作成。

5) 地方自治体の無料職業紹介事業に対する国への要望

最後に、地方自治体による無料職業紹介所からの国への要望について、自由記述で回答いただいたので、その概要についてもみておきたい。要望は多岐にわたっていたため、ここでは比較的多くの無料職業紹介所から寄せられた要望に絞って検討していく。

まず、要望がもっとも多かったのは、無料職業紹介所の担当者の研修、スキルアップや情報交換の場の確保などに対する支援であり、なかにはキャリアカウンセラーの資格取得に関する費用への支援などをうったえるものもあった。現場の担当者をどのように育成していくかは、地域雇用政策において、主体的に取り組んできた期間がいまだ相対的に短い地方自治体にとっては、大きな課題の1つであると捉えられていることがわかる。

次に要望が多かったのは、ハローワークで実施されている雇入助成金や各種雇用奨励金などの諸制度を地方自治体による無料職業紹介所でも扱えるようにしてほしいというものであった。いずれの制度も、無料職業紹介事業の実施にあたって意義があるためにハローワークで実施されているものと考えられることから、地方自治体による無料職業紹介所においてもこうした要望が出されることは何ら不思議ではない。また、あわせてハローワークとのかかわりでは、ハローワークの情報を活用するにあたってさまざまなハードルがあり、実際に活用できる情報が限定的であるため、ハローワークが有している求人情報をそのまま取り扱えるようにしてほしいとの要望も複数あがっていた。

続いて、求人情報が限られていたり、雇用情勢が厳しかったりすることから、景気対策や働く場の確保などを要望する声があがっていた点も無視できない。労働市場の情勢の悪化などについては、地方自治体による無料職業紹介事業だけで対応しきれない課題になっており、事態の改善をこの事業にだけ依拠することはできないのである。

また、これは近年ハローワークにおいても指摘されている点であるが、担当者が非正規であったり、任期つきであったりすることから、求職者に対する長期的な支援が困難となっており、待遇改善を望む声もあがっていた。地方自治体による無料職業紹介所においても、ハローワークと同様の課題を抱えている様子がみてとれよう。

4 考察

ここでは第2節の最後のところで示した研究視角に基づいて、「地方自治体における無料職業紹介事業に関するアンケート調査」(2012年)の結果を交えながら考察を深めていきたい。

研究視角の1つめは、2012年に実施した「地方自治体における無料職業紹介事業に関するアンケート結果」を分析し、全国規模での地方自治体による無料職業紹介事業の全体像を把握したうえで、調査時点でこの事業はどのような状況にあったかについて解明していくことである。調査結果を分析してみたところ、地方自治体が主体的に雇用政策を実施したり、無料職業紹介事業を実施したりすることについて、取り組み始めて間もないことから、この事業は人材育成や事業の実施体制の拡充がまだまだ十分ではなく、まずはそこから対応していくべき段階にあることがわかった。それは、例えば、専任者がいる無料職業紹介所が半数弱に過ぎなかったことや、その専任者についてもとくに資格を有していない者が6割にのぼっていたこと、さらに、国への要望では、無料職業紹介所の担当者のスキルアップや事業についての情報交換の場の確保を求める声が多数あがっていたことなどから明らかであるだろう。今回調査に回答を寄せてくださった無料職業紹介所は、全国でもいち早くこの事業に取り組み始めた、どちらかといえば先進自治体の有する紹介所であったともいえることから、さまざまな模索をしながら懸命に事業を前進させている姿がうかがえるのである。

研究視角の2つめは、一般施策であるハローワークの事業との比較を意識しながら、ターゲット型である地方自治体による無料職業紹介事業の実態に迫り、こうした施策のもつ意義について検討することであった。今回の調査から明らかとなった点を大きく3点に分けて述べていきたい。

1点めは、地方自治体による無料職業紹介事業は、それぞれの無料職業紹介所ごとに取り組み内容を抱えていた。このようにターゲットを定めて取り組み内容を絞ることによって、1つひとつの事業は必然的に小規模なものとなる。地域密着型の無料職業紹介所が小さな規模で事業を実施することは、先行研究から、求人などを行う企業からしても業務に適切な人材を選ぶ際にはプラスに機能する点が指摘されていたところである。

2点めとして、地方自治体による無料職業紹介所が実施しているサービスについて着目してみると、ハローワークにはあまりないサービスとして「就職後の職場への定着支援」(23.0%)、「ワンストップ機能を有した窓口」(21.1%)に取り組むところが一定数に達していた。ハローワークにて同様の事業を実施する場合、前者については対象者が多すぎて対応しきれないものと思われる、後者については制度上ハローワークだけでは実施が困難である。したがって、これらはそれぞれの無料職業紹介所による取り組み内容がターゲットを定めていることによって実現が可能となっているものと思われる。さらにハローワークとの比較を意識して質問を設定したところ(第15表)でも、ハローワークとの違いを意識して、求職者、求人サイドにさらに詳しい情報提供できる点や求職者のニーズに沿った求人の開拓ができる点などに一定数の回答が寄せられていた。これらの点は、地方自治体

による無料職業紹介事業がより一層質の高いサービスが提供されていることを表していると考えられよう。

3点めは、他の施策との関連を有していると回答した無料職業紹介所が7割にのぼっていたことに関係している。これは、それぞれの無料職業紹介所において実施しているそれぞれの取り組み内容が、単なる無料職業紹介事業としてだけ実施されているのではないことを示す。地方自治体が、自身の関係ない施策と関連付けるために無料職業紹介事業を実施する必然性はほぼないと思われる。だとすれば、地方自治体にはもともと取り組んでいる施策があって、それをより一層機能させるために無料職業紹介事業を始めていると考えられる。

以上より、地方自治体による無料職業紹介事業はターゲット型施策として実施されることによって、より一層質の高いサービスを提供することができている点がいくつかあることや、地方自治体が独自の区域に必要と思われる施策を展開していくにあたって、無料職業紹介事業を役立てていることが明らかとなった。

最後に、従来からの「寄せ場」における日雇い労働者や、被差別部落に対するターゲット型施策と、本稿で取りあげたターゲット型施策である地方自治体による無料職業紹介事業とのかわりについて、一言言及しておきたい。地方自治体による無料職業紹介事業を質的に研究した先行研究のうち、和泉市については、かつて被差別部落に対するターゲット型施策についても取り組まれてきたことが記されていた。そして、それがゆえに、和泉市については多様な機関などの間にネットワークが形成されており、無料職業紹介事業にも活かされている点が指摘されていた。しかし、今回の調査結果からは、多くの地方自治体による無料職業紹介所は、ハローワークや他の機関との連携があまり密ではないことが明らかとなっていた。この点は多くの地方自治体において、主体的な雇用政策の実施や、無料職業紹介事業への取り組みが始まったばかりで、まだ十分なネットワークが形成されていないと解することができよう。これに対して、従来からのターゲット型施策の経験があるところは、ある程度のネットワークがすでに形成されている可能性を示唆するといえる。

5 おわりに

本稿の目的は、地方自治体による無料職業紹介事業を事例として、ターゲット型施策の実態に迫り、こうした施策のもつ意義について検討することであった。「地方自治体にお

ける無料職業紹介事業に関するアンケート調査」(2012年)の結果から、全国で実施されている地方自治体による無料職業紹介事業の全体像から明らかになったことは、多くの地方自治体がこうした事業に取り組み始めて間もないことから、人材育成や事業の実施体制の拡充がまだ十分ではなく、まずはそこから対応していくべき段階にあることであった。また、地方自治体による無料職業紹介事業がターゲット型施策であるというその特質について、一般施策であるハローワークによる事業と比較したところ、ターゲット型施策として実施されることによって、より一層質の高いサービスを提供することができている点がいくつかあることや、雇用政策等の経験のあまりない地方自治体が、主体的に独自の区域に必要と思われる施策を展開していくにあたって、無料職業紹介事業を役立てていることが明らかになった。

最後に、今後の課題について述べていきたい。「はじめに」でも述べたように、従来からのターゲット型施策については、その対象の多くがいわゆる労働市場においては不利な立場にある人々であり、近年用いられる言葉でいえば「就職困難者」とよばれる人々であった。しかし、地方自治体による無料職業紹介事業においては、その取り組み内容の範囲はさらに広がった。従来からのターゲット型施策での経験が、そうした多様な取り組み内容のターゲット型施策のなかでどのように活かせるのかについては、今後検討していく必要があるだろう。

[謝辞]

本稿については、2012年1月から2月にかけて実施した「地方自治体における無料職業紹介事業に関するアンケート調査」結果を用いて執筆した。本アンケート調査にご協力を賜った地方自治体などの皆様に、ここに記して御礼申しあげる次第である。ただし、ありうべき誤謬は、すべて筆者に帰するものである。

【追記】

本稿は平成23～25年度・日本学術振興会科学研究費助成金若手研究(B)「社会的包摂を目的とした地域政策に関する研究」(研究代表者・大西祥恵、課題番号23730564)による研究成果の一部である。

註

- (1) 「寄せ場」対策も同和対策事業も包括的な政策であったため、多岐にわたる内容の政策が実施されていたが、いずれも雇用・就労政策が含まれていた。
- (2) この点については大西(2012)を参照のこと。
- (3) 和泉市の事例研究を行った田端(2006)においては、「就労困難者」という用語が、横浜市の事例

研究を行った御旅屋・喜始・堀・筒井（2014）においては「就職困難層」や「就職困難者」という用語が、豊中市の事例研究を行った櫻井（2014a）、櫻井（2014b）においては、「就労困難者」という用語が用いられていた。いずれも用語が異なるだけであり、雇用政策の実施にあたって異なる対象を示しているわけではない。無料職業紹介事業において対象となるは就労が困難なのではなく、就職が困難な者であると考えられることから、本稿ではすべて「就職困難者」に統一している。

参考文献

- [1] Alcock, Pete, *Understanding Poverty Third Edition*, Palgrave Macmillan, 2006.
- [2] Byrne, David, *Social exclusion*, Philadelphia, Open University Press, 1999.
- [3] Geddes, Mike, "Tackling Social Exclusion in the European Union? The Limits to the New Orthodoxy of Local Partnership", *International Journal of Urban and Regional Research*, 24(4), 2000.
- [4] 五石敬路著『現代の貧困ワーキングプア：雇用と福祉の連携策』日本経済新聞出版社, 2011。
- [5] 後藤・安田記念東京都市研究書編『自治体の就労支援：そのあり方に関する総合的研究』（都市調査報告⑮）, 2010。
- [6] 井上信宏著「労働市場」玉井金五・大森真紀編著『三訂 社会政策を学ぶ人のために』世界思想社, 2007。
- [7] 岩田正美著「新しい貧困と『社会的排除』への施策」三浦文夫監修『新しい社会福祉の焦点』光生館, 2004。
- [8] 三宅博史・田中暁子・川手撰著「自治体の無料職業紹介事業」後藤・安田記念東京都市研究書編『自治体の就労支援：そのあり方に関する総合的研究』（都市調査報告⑮）, 2010。
- [9] 西谷敏著「地域雇用と職業安定行政」田端博邦編著『地域雇用政策と福祉：公共政策と市場の交錯』東京大学社会学研究所, 2006。
- [10] 大西祥恵著「地方自治体による無料職業紹介事業についての一考察」『人間科学論集』（西南学院大学）第7巻第2号, 2012. 2。
- [11] 御旅屋達・喜始照宣・堀有喜・筒井美紀著「横浜市の就労支援政策」筒井美紀・櫻井純理・本田由紀編著『就労支援を問い直す：自治体と地域の取り組み』勁草書房, 2014。
- [12] 御旅屋達・寺地幹人著「横浜市と豊中市の概要」筒井美紀・櫻井純理・本田由紀編著『就労支援を問い直す：自治体と地域の取り組み』勁草書房, 2014。
- [13] 佐口和郎著「地域雇用政策とは何か－その必要と可能性」神野直彦ほか編著『自立したい地域経済のデザイン』（講座 新しい自治体の設計4）有斐閣, 2004。
- [14] 佐口和郎著「序章」田端博邦編著『地域雇用政策と福祉：公共政策と市場の交錯』東京大学社会学研究所, 2006a。
- [15] 佐口和郎著「大阪府における地域雇用政策の生成：就業支援策への収斂」田端博邦編著『地域雇用政策と福祉：公共政策と市場の交錯』東京大学社会学研究所, 2006b。
- [16] 佐口和郎編著『事例に学ぶ地域雇用再生：経済危機を超えて』ぎょうせい, 2010。
- [17] 櫻井純理著「豊中市における就労支援政策の概要」筒井美紀・櫻井純理・本田由紀編著『就労支援を問い直す：自治体と地域の取り組み』勁草書房, 2014a。
- [18] 櫻井純理著「就労支援の『出口』をめぐる模索」筒井美紀・櫻井純理・本田由紀編著『就労支援を問い直す：自治体と地域の取り組み』勁草書房, 2014b。
- [19] 職業安定局需給調整事業課「地方公共団体における無料職業紹介事業の概要及び全国的な実施状況」厚生労働省職業安定局『職業安定広報』2006. 2. 6号。
- [20] 田端博邦著「和泉市の雇用政策」田端博邦編著『地域雇用政策と福祉：公共政策と市場の交錯』

- 東京大学社会学研究所, 2006。
- [21] 玉井金五著「新しい自治体雇用政策の時代」玉井金五・松本淳編著『都市失業問題への挑戦：自治体・行政の先進的取り組み』法律文化社, 2003。
- [22] 筒井美紀・櫻井純理・本田由紀編著『就労支援を問い直す：自治体と地域の取り組み』勁草書房, 2014。
- [23] 厚生労働省「平成16年度職業紹介事業報告の集計結果について（厚生労働省報道発表資料2006年1月17日）」
<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/01/h0117-1.html>（最終閲覧日：2016年9月17日）。
- [24] 厚生労働省「平成22年度職業紹介事業報告の集計結果（厚生労働省報道発表資料2012年1月20日）」
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000020gfx.html>（最終閲覧日：2016年9月17日）。
- [25] 厚生労働省「平成26年度職業紹介事業報告の集計結果（厚生労働省報道発表資料2016年3月31日）」
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000117595.html>（最終閲覧日：2016年9月17日）。
- [26] 厚生労働省職業安定局「公共職業安定所（ハローワーク）の主な取組と実績」2014年11月。
http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/dl/hellowork_torikumi-01.pdf（最終閲覧日：2016年9月20日）。
- [27] 厚生労働省職業安定局人材サービス総合サイト
<http://www.jinzai-sougou.go.jp/>（最終閲覧日：2016年9月5日）
- [28] 『朝日新聞』。
- [29] 『日本経済新聞』。
- [30] 『読売新聞』。

